

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 岩崎 友一

1 日時

令和6年1月12日（金曜日）

午前10時2分開会、午前11時42分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

岩崎友一委員長、柳村一副委員長、佐々木順一委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋はじめ委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、佐藤ケイ子委員、菅野ひろのり委員、上原康樹委員、千葉秀幸委員、大久保隆規委員、畠山茂委員、千葉伝委員、佐々木茂光委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、福井せいじ委員、白澤勉委員、佐々木宣和委員、高橋穩至委員、高橋こうすけ委員、はぎの幸弘委員、鈴木あきこ委員、松本雄士委員、村上秀紀委員、菅原亮太委員、中平均委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、千葉盛委員、飯澤匡委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、工藤剛委員、村上貢一委員、斉藤信委員、高田一郎委員、木村幸弘委員、小林正信委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

安藤事務局次長、昆野議事調査課総括課長、金森政策調査課長、角館主任主査、菊地主任主査、高橋主査、小野寺主任

6 説明のために出席した者

浅沼復興防災部副部長、戸田防災課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 岩手県における復興の現状について

(参考人)

復興庁岩手復興局 局長 保科 太志 氏

(2) 現地調査実施報告書（11月実施分）について

(3) その他

令和6年能登半島地震における岩手県の支援状況について

9 議事の内容

○**岩崎友一委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

初めに、今般の令和6年能登半島地震で犠牲になられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、岩手県における復興の現状について調査を行います。

本日は、講師として復興庁岩手復興局長、保科太志様をお招きしておりますので、御紹介いたします。

保科様の御略歴につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますが、保科様は山形県の御出身で、平成4年に農林水産省に入省され、水産庁漁政部企画課長、大臣官房検査・監察部調整・監察課長、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長などを務められた後、令和5年6月から復興庁岩手復興局長に就任されております。

保科様には、御多忙のところお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。

これからお話をいただくことといたしますが、後ほど質疑、意見交換の時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、保科様、お願いいたします。

○**保科太志参考人** ただいま紹介いただきました岩手復興局長の保科でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、令和6年能登半島地震におきまして犠牲になられた方々に対しお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、このような場を頂戴し、高い席からお話するということが大変恐縮に思っておりますけれども、これからよろしく願いします。

また、皆様におかれては、平成23年の発災以降、岩手県の復興に御尽力いただいていることに対して、改めて敬意を表します。

ただいま略歴を御紹介いただきましたけれども、私は復興庁勤務が2度目でございます。また、令和元年7月からの水産庁の企画課長のときにも復興庁併任で福島県の水産復興関係の事業を担当したことがあり、復興に携わってまいりました。

略歴にあるのですが、平成23年8月に今の復興庁の前身の組織に当たります東日本大震災復興対策本部事務局に異動になりまして、そのときは復興庁の立ち上げを担当しておりました。平成24年2月10日に復興庁ができ、平成25年10月まで勤務させていただきました。その間はインフラの関係や復興交付金の関係を担当しておりました。その担当の関係で、宮城県や福島県の被災地にお伺いすることは結構あったのですが、岩手県につきましては県庁に一、二回お邪魔したことはありましたが、沿岸部に行かせていただく機会があまりなく、唯一平成24年12月に一関市から陸前高田市に入って、大船渡市の吉浜など

現地を見させていただきました。その日のうちに水沢江刺駅から東京都に帰るといふ日帰りの出張でした。そのときの陸前高田市はまだ復興まちづくりの工事が始まる前の状況で、ただただ広い土地が広がっていたという印象でありました。

昨年の6月30日に岩手復興局長を拝命しまして、7月1日に釜石市に参りました。その翌日、陸前高田市を訪問させていただきまして、前に訪問したときから10年の間に復興が大きく進んでいることを拝見し、これまで復興に携わってきた皆さんの力は、大変すごいものがあると感銘を受けた次第でございます。

きょうは、岩手県における復興の現状を資料に沿って御説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。目次になっておりまして、本日もお話しする内容でございますが、1番が復興庁についてで、そもそも復興庁はどういう組織かという概要を御説明いたします。

次に、第2期復興・創生期間についてで、これまでの復興の変遷と、国の整理での復興のステージでは、今は、令和3年度から令和7年度までの第2期復興・創生期間というステージに当たっております。2の(2)にありますように、国としては第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針に従って復興を進めておりますので、この基本方針について説明させていただきます。

3番目は復興の現状で、ハード事業は皆さん御承知のとおり、おおむね終わっております。残された課題である被災者支援や、住まいとまちの復興、産業・なりわいの再生、新しい東北の創造、これに加えて記憶・教訓の後世への継承といった復興庁また岩手復興局の取り組みを説明させていただきます。

最後に、来年度の話としまして、昨年の12月22日に決定しました令和6年度復興庁予算概算決定のポイントについて御説明したいと思います。

それでは、2ページをお願いいたします。復興庁につきましては、資料の上にありますように、復興に関する国の施策に関して総合調整を行う権限を持っておりまして、ページの下の方にありますけれども、復興に関する国の施策の企画、調整、実施、地方公共団体への一元的な窓口という役割を担っております。

3ページをお願いいたします。復興庁の組織について記載しております。復興庁の職員は全体で440名で、東京都の本庁のほか地方支分部局として、岩手復興局、宮城復興局、福島復興局が置かれております。岩手復興局につきましては、本局は釜石市にありまして、それ以外に盛岡支所、宮古支所が置かれており、三つの拠点で現在業務を行っているところでございます。

4ページをお願いいたします。岩手復興局の組織について記載しております。岩手復興局につきましては、復興大臣政務官と書いてありますけれども、政務としましては平沼正二郎復興大臣政務官が担当でございまして、そのもとに事務方として復興局長以下の職員がいることになっております。釜石市の本局には、庶務班と地方創生班が置かれておりまして、産業・なりわいの再生や、住まいとまちの復興、新しい東北の創生などの業務を行っております。

ます。盛岡支所では、被災者支援や広報、視察の対応等の業務を行っている状況でございます。

5 ページをお願いいたします。ここからは、第2期復興・創生期間について御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。復興の変遷について説明しております。まず、資料の左側であります。平成23年度から平成27年度を集中復興期間と位置づけまして、東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、被災地の一刻も早い復旧復興を目指すという考えのもと、当初の5年間復興に取り組んでまいりました。

次に、資料の中ほどになりますけれども、その後の5年間の平成28年度から令和2年度までを復興・創生期間という位置づけで、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指すとの考え方で復興を進めてまいりました。

現在は一番右側になりますけれども、令和3年度から令和7年度までの第2期復興・創生期間に当たっておりまして、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づきまして復興が進められております。この第2期復興・創生期間以降における東日本大震災の復興の基本方針につきましては、次の7ページで御説明いたします。

7 ページをお願いいたします。岩手県が該当する地震・津波被災地域については、左側に方針を書いております。地震・津波被災地域については復興の総仕上げの段階で、第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指すという方針のもと、各個別の分野につきましては、ハード事業はおおむね完了済み、被災者支援と子供の支援については、事業の進捗に応じた支援を継続する、住まいとまちの復興については、造成宅地・移転元地等の活用について後押しをする、産業・なりわいについては、水産加工業の販路開拓等の支援を行うなどとなっております。また地震・津波被災地域と原子力災害被災地域の共通の分野として、資料の左側の下にありますけれども、教訓・記憶の後世への継承にも取り組むこととされています。

さらに、資料の一番下に組織とありますけれども、第2期復興・創生期間から復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すということで、岩手復興局が盛岡市から釜石市に移転するというも行われたところでございます。

8 ページをお願いいたします。ここからは、復興の現状のうちハード事業について御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。ハード事業については、岩手県はおおむね終了しています。具体的には、河川・海岸の復旧・整備状況につきましては、令和5年3月末の時点で未完了だった箇所は2カ所でしたが、そのうち資料の左側の大船渡市の普金海岸防潮堤は、令和5年12月に運用を開始しております。資料の右側の宮古市の閉伊川水門が令和9年3月に完成予定で、ここが残っている状況になっております。

10 ページをお願いいたします。道路の復旧・整備状況については、令和3年12月に三陸

沿岸道路が全線開通したことにより、復興道路・復興支援道路が全線開通するなど、事業が完了しております。また、資料の右側に復興道路・復興支援道路の開通による観光エリアの拡大と記載しております。クルーズ船が寄港した際のオプションツアーの範囲は大体片道1時間半でございますが、宮古盛岡横断道路が開通し、宮古―盛岡間の移動時間が1時間25分に短縮され、盛岡市が宮古市に寄港したクルーズ船のオプションツアーの圏内となったことで、昨年8月に大型クルーズ船のMS Cベリッシマが宮古市に寄港した際には、盛岡さんさ踊りの観覧ツアーが行われております。このような形で、いろいろ整備された交通ネットワークを御活用いただいて、産業・なりわいの再生や交流人口の拡大を図っていくことが課題となっております。

11 ページをお願いします。鉄道の復旧状況ですけれども、三陸鉄道北リアス線、南リアス線、JR山田線の区間を三陸鉄道リアス線として平成31年3月に運行が開始されるなど、こちらも復旧がされております。

12 ページをお願いいたします。住まいとまちの再建ということで、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業による宅地の供給につきましては、令和2年12月31日現在で計画戸数の7,472戸が全て完成しておりますし、災害公営住宅につきましても令和2年12月31日現在で計画戸数の5,833戸が全て完成しております。

13 ページをお願いいたします。住宅地に関する復興まちづくりの事業制度としまして、住宅地・公共施設の整備に加え、土地をかさ上げる土地区画整理事業と、被災した住居を安全な場所へ移転する防災集団移転促進事業を紹介しております。

14 ページをお願いいたします。復興まちづくりの例といたしまして、宮古市田老地区の事例を記載しております。①の震災前のおり、田老地区では、明治三陸津波と昭和三陸津波により大きな被害を受け、防潮堤の整備が昭和9年から昭和54年にかけて行われておりました。赤で示した第1期工事、青で示した第2期工事、緑で示した第3期工事と、三つの工事で高さ10メートルの防潮堤が整備されるとともに、定期的に津波の避難訓練などの取り組みも行われておりました。

東日本大震災では防潮堤の高さを超える津波により甚大な被害を受けたことから、資料右側の中ほどの図に第一線堤として緑色で書いてありますけれども、高さ14.7メートルの防潮堤を新たに整備するとともに、既存の防潮堤の第1期工事分を第二線堤としております。さらに国道45号線を山側に移してかさ上げる、国道45号線より山側はかさ上げして区画整理する、災害危険区域に住んでいた方は高台に移転するという、第一線、第二線、ルートの変更、盛土、また防災集団移転という形で、ハード整備と避難というソフトを組み合わせ合わせた多重防御のまちづくりを行ってございまして、③のまちづくり後という状況となっております。

15 ページをお願いいたします。これまで御説明しましたとおり、ハード事業についてはおおむね完了した一方で、被災者支援などソフト面の取り組みは残されておりますので、ここからはソフト面の取り組みについて、復興庁または岩手復興局の取り組みを中心に御説

明させていただきたいと思います。

16 ページをお願いいたします。ここからは、被災者支援でございます。復興庁では、ここに記載しております被災者支援総合交付金で被災者支援を行っております。

17 ページをお願いいたします。上の四角囲みにありますとおり、復興の進展に伴いまして、災害公営住宅等移転後のコミュニティーの形成や被災者の心のケアなど、被災者を取り巻く課題は多様化しております。このため、復興庁では被災者支援事業に取り組む各自治体——県、市町村に対しまして、被災者支援総合交付金で財政支援を行っております。被災者支援総合交付金につきましては、幾つかメニューがございますけれども、その中で代表的なものを御紹介いたします。

最初が 17 ページに記載しておりますコミュニティ形成支援でございます。被災者の方が応急仮設住宅から災害公営住宅に移転した後も、新たなコミュニティづくりが課題となっていることから、コミュニティ支援員を配置して、自治会の立ち上げや自治会活動を支援するなど行っている状況でございます。

18 ページをお願いいたします。心の復興支援でございます。被災者の方が災害公営住宅等へ転居された後も、人と人とのつながりが十分ではないという状況もあり、心身のケアや孤立防止が大きな課題となっております。被災者の皆さんがみずから参画して活動する機会を創出することで、人と人とのつながりや生きがいを持って生活していただくことを狙った支援でございます。例えば、資料の右側にありますけれども、数独を解くといった被災者の方の健康維持・推進活動や、災害公営住宅における防災訓練を実施することで、人と人との交流促進を図る取り組みが行われているところでございます。

19 ページをお願いいたします。引き続き被災者支援の関係でございますけれども、被災者の中には生活面や住宅再建に伴う経済面などの複雑な課題を抱えている方がいらっしゃいます。そのような被災者の方からの相談に対応する窓口を開設したり被災者生活支援員を配置しまして、生活・住宅環境に関する相談へ対応する取り組みを行っているところでございます。被災者生活支援事業の一例としまして、岩手県が被災者支援総合交付金により設置しているいわて被災者支援センターがございます。いわて被災者支援センターでは、来訪された方に対する相談員の相談対応、弁護士やファイナンシャルプランナーなどの専門家による相談対応などの支援を行っておりまして、市町村や社会福祉協議会と連携しながら、問題解決を図っておられます。

20 ページをお願いいたします。心のケア、子供のケア支援でございます。震災により精神的負担を抱えている被災者の方や、震災を経験した子供の心身の健康を守るという観点から、きめ細やかな専門的な心のケアを実施することを目的に、岩手県では被災者支援総合交付金により、平成 24 年 2 月に岩手県こころのケアセンターを、平成 25 年 5 月にいわてこどもケアセンターを、それぞれ岩手医科大学に開設されております。

21 ページをお願いいたします。住まいとまちの復興につきましては、造成地や移転元地の活用が課題となっております、その活用を後押ししております。具体的には、資料左側

の表にありますとおり、岩手県については土地区画整理事業の造成地の活用率は 57%、防災集団移転促進事業の移転元地の活用率は 61%となっております。このため、土地活用ハンズオン支援事業により活用を後押しし、令和 5 年度におきましては、大槌町、釜石市、陸前高田市に支援を行っております。

22 ページをお願いいたします。復興庁では令和 3 年度から土地活用に関するワンストップ窓口を設置するとともに、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話、サポートを行う土地活用ハンズオン支援の取り組みを実施しております。これまで岩手県では 9 件実施いたしまして、被災自治体との対話を通じて、官民の連携体制の構築や土地活用方針の策定などを支援してきております。資料下の左側は大槌町の移転元地の活用の推進の取り組み、右側は陸前高田市の造成地の活用に向けた取り組みの例となっております。

23 ページをお願いいたします。産業・なりわいの再生につきましては、発災直後はいち早く事業が再開できるよう仮設の店舗や工場を整備して、その後被災した施設の復旧復興の支援を行ってまいりました。このような経緯を経まして、現在は資料の上の四角囲みにありますとおり、販路の確保、開拓等、さまざまな課題に直面する被災者のニーズにきめ細かく対応するための支援を実施しております。

このページでは、そのような事業者の経営課題を解決する支援の一つであります新ハンズオン支援事業を説明しております。この新ハンズオン支援事業は、販路の回復や販路開拓、新商品開発などさまざまな経営課題を抱える事業者に対して、専門家を派遣することによってその経営課題の解決を支援するものでございます。実績としましては、岩手県では令和 3 年度は 8 件、令和 4 年度は 9 件、令和 5 年度は 8 件の支援を行っております。

資料の下に記載しておりますが、左側は陸前高田市のひころいちファームへの支援例でございます。販売先の確保や新商品開発といった経営課題について支援を行いまして、首都圏の高級スーパーなどとの取引が成約する、また新商品が完成し発売が決定するということが行われております。なお、ひころいちファームは、この新商品に関連しまして、先月岩手県内の優れた商品や工芸品をたたえる IWATE FOOD&CRAFT AWARD のフード部門のグランプリを受賞しております。

24 ページをお願いいたします。事業者の経営課題の解決のためにきめ細かく対応するもう一つの支援策の、地域復興マッチング結の場でございます。これは、さまざまな経営課題を抱える被災地企業と、さまざまな情報、技術、販路を持っている支援提案企業との 1 対 1 の対話の場のマッチングを行いまして、マッチング終了後に支援提案企業から具体的な支援提案を行っていただいて、経営課題の解決を図るというものでございます。令和 4 年度は 47 件、令和 5 年度は 40 件のマッチングを行いました。

資料下側に支援例を記載しておりますけれども、左側の事例が、釜石市の有限会社小島製菓に対しまして、支援提案企業であるカゴメ株式会社などから社内販売会の実施や事業者内アンケートによる商品評価の実施、また支援提案企業が持っている食材の提供による商品開発といった支援が行われております。

25 ページをお願いいたします。ここでは、産業復興事例集の作成による情報発信を説明しております。被災地の事業者による産業復興に向けた新たな挑戦や課題の克服を取材して事例集を作成し、被災地内外での情報共有を通じて今後の事業創出や復興の加速化につながるものでございます。令和4年度の事例集では、資料の下側に記載している7社を掲載しております。また、この7社につきましては、被災地域における産業復興や地域課題解決に向けた優れた取り組みを行ったことに感謝の意を表すために、昨年、復興大臣名で感謝状の贈呈も行っております。

なお、最新の令和5年度の事例集は、昨年12月26日に復興庁のウェブサイトで公開されておりますので、御興味がありましたらごらんいただければと思います。

26 ページをお願いいたします。岩手県沿岸部の主要産業であります水産業について説明しております。皆様御承知のとおり、海洋環境の変化に伴いまして、主要魚種のサケ、サンマ、スルメイカの不漁が顕著である一方、イワシなどの水揚げが増加している状況でございます。このため、養殖の導入、獲れる魚種の変化への対応、さらに主要魚種の資源回復が課題となっております。

水産業につきましては、資料左側の四角囲みにありますとおり、加工、消費、流通を支援する水産業復興販売加速化支援事業や、担い手を確保するための被災地次世代漁業人材確保支援事業、生産対策としてサケの種苗放流などを支援する被災地における種苗の生産・放流支援、漁業・養殖業復興支援事業を水産庁の一般会計とは別に、東日本大震災復興特別会計に計上し、支援を行っております。また、後ほど説明しますが、これらの水産支援の事業は、令和6年度の予算概算決定で拡充がされているところでございます。

これ以外にも、先ほど23ページ、24ページで御説明いたしました新ハンズオン支援事業や地域復興マッチング結の場によりまして、水産加工業の支援も行っております。このように、復興庁としてはさまざまな事業により水産業の支援を行っているところでございます。

27 ページをお願いいたします。産業・なりわいの再生に関する事例を幾つか御紹介させていただきますと思います。まずは、大槌町の大槌ジビエソーシャルプロジェクトでございます。この取り組みは、大きな社会問題となっているニホンジカの食害に対応するとともに、これまで害獣と考えられていたニホンジカを地域資源として捉え、新たな産業を創出するため、官民連携でジビエ事業を推進しているものでございます。資料の右側に図がありますが、令和2年度からジビエ事業を持続的に行うためのジビエサイクルを構築しまして、大槌ジビエソーシャルプロジェクトがスタートしております。

このプロジェクトは、ニホンジカの捕獲、食肉処理、食肉や角・革製品の販売にとどまらず、ハンター体験、ハンターの育成、修学旅行の受け入れを実施しております。この取り組みは、地域にあふれていてむしろ害獣と考えられていたシカに、地域の資源としての新しい価値を見出して新しい産業を創出することや、食肉の販売にとどまらず関係人口、交流人口の創出を図っていること、さらに、事業者の取り組みを町が支援する形で官民連携をしているところが特徴的な事例だと考えております。

地元にあるものに新たな価値を見出して官民連携で新たな産業を創出する、しかも、関係人口、交流人口の創出を図るといふ、被災地の産業・なりわいの再生のよい事例だと考えております。現在は大槌町の取り組みになっておりますけれども、シカの鳥獣害はほかの地域にもありますので、ほかの地域にも広がる可能性もございますし、そのためには岩手県のバックアップも重要なのではないかと考えております。

28 ページをお願いいたします。陸前高田市のピーカンナッツプロジェクトでございます。陸前高田市、東京大学、老舗のショコラティエである株式会社サロンドロワイヤルの産官学連携により、国内初のピーカンナッツの6次産業化を目指すものでございます。ピーカンナッツは、資料に写真がありますけれども、北米原産のクルミ科の栄養価が高く収益性も高い作物で、木になるものでございます。陸前高田市は温暖で日照量が多いこと、被災跡地の利用できる土地が存在することから、ピーカンナッツの6次産業化を目指して、資料の中ほどのピーカンナッツ畑位置図の赤い丸のところで、今栽培をしています。津波で被災した跡地を利用したピーカンナッツ畑で栽培を行っている、産業・なりわいの再生に向けた取り組みという事例になっております。

29 ページをお願いいたします。産業・なりわいの再生のうち、観光関係のトピックスについて御紹介いたします。まず、道の駅の新規オープンでございます。三陸沿岸道路などの整備された交通ネットワークを活用した交流人口の拡大や観光の振興という観点におきまして、道の駅は拠点として非常に注目されますけれども、昨年岩手県内で二つの道の駅がオープンしております。

一つ目は、三陸沿岸道路の久慈北インターチェンジ付近にオープンしました道の駅いわて北三陸でございます。この道の駅は、広域連携の道の駅という位置づけでございまして、久慈広域の玄関口として、久慈市、洋野町、野田村、普代村の関係機関や団体と連携して、観光情報や地域の魅力の発信をしているところが特徴でございます。これに加えてガソリンスタンドが設置されていることと、屋内運動場やポケモンの遊具があるイシツブテ公園など子育て支援機能が充実している点も特徴的な道の駅となっております。

二つ目が、山田町内の別の場所にもともとあった道の駅が、三陸沿岸道路の山田インターチェンジ付近に移転してリニューアルした道の駅やまだおいすたでございます。こちらについては、物販施設の生けすけで活け締めした新鮮な魚が購入できたり、レストランで新鮮な海の幸を盛り込んだお寿司が提供されたりといった、山田町産の海産物を楽しめるところが特徴的でございます。また、これまでの道の駅も産直ひろばふれあいパーク山田として引き続き営業しており、山田町では、新旧の道の駅の二つの施設を玄関口に町をまるごと道の駅として楽しんでもらいたい、というコメントも報道されるなど、道の駅をゲートウエーにして町の中に人の流れをつくりたいと強く意識されていると思われまます。

30 ページをお願いいたします。観光関係のトピックスとして、ことしは山口県山口市ですが、皆様御承知のとおり、昨年1月にニューヨーク・タイムズ紙の2023年に行くべき52カ所に盛岡市が掲載されております。資料に載せておりませんが、東京都のIT企業がスマ

ートフォンの位置情報を利用して集計したデータによると、昨年のゴールデンウィーク期間中の盛岡駅周辺の人出は、前年同時期から 20%ふえていて、新型コロナウイルス感染症流行前の 2019 年と比較して、およそ 9 割の回復という報道もございます。これは、日本人、外国人を合わせた数字ですけれども、外国人旅行者の数字——東北運輸局から公表されている昨年 9 月の都道府県別の外国人宿泊数を見ますと、東北全体では新型コロナウイルス感染症流行前の 2019 年 9 月の数字を下回っておりますが、岩手県については上回っている状況にあります。このような状況を踏まえまして、ニューヨーク・タイムズ紙に盛岡市が掲載されたことを契機として、一層のインバウンドの誘客の増加と沿岸地域への周遊の促進が期待されるところでございます。

31 ページをお願いいたします。復興を単なる原状復帰にとどめるのではなくて、新しい東北を創造すべく、さまざまな取り組みを実施しております。その取り組みの一つ目が Fw:東北F an M e e t i n g 東北暮らし発見塾でございまして、首長や移住支援者、移住経験者が登壇し地域の魅力を紹介するほか、移住に関心を持つ参加者との交流を実施するものでございます。

資料の左側は、昨年 11 月 24 日に野田村について行われたものでございまして、小田祐士村長から野田村の魅力に参加者の皆さんに直接トップセールスで語りかけていただくとともに、野田村長と移住経験者などとの対話を通じまして、移住者の皆さんの実体験に基づく生の声を引き出して、移住経験者と参加者の皆さんとの間で、移住、暮らしなどについて活発な意見交換が行われたものでございます。

32 ページをお願いいたします。二つ目の取り組みとして、「新しい東北」復興・創生の星顕彰でございます。新しい東北の創造に向けた取り組みにつきましましては、さまざまいろいろな団体がすばらしい活動を行っておりまして、大きな貢献をされている個人、団体に光を当てて、その活動を広く情報発信することで、被災地の内外への普及、展開を図るために、平成 28 年度から顕彰を実施しております。岩手県につきましましては、表にございますように、被災者支援、住まいとまちの復興、産業・なりわいの再生、協働と継承という四つのテーマについて、21 の個人及び団体がこれまで受賞しております。

また、つい先日の 1 月 9 日に令和 5 年度の受賞者が発表されまして、岩手県では洋野町の株式会社北三陸ファクトリーと釜石市の夢団が受賞しております。株式会社北三陸ファクトリーは、増殖溝を活用したウニの育成の仕組みをウニ牧場としてブランド化して、またウニの磯焼けによって実入りの悪いウニの再生養殖や藻場の再生などに取り組まれている団体でございます。一方、夢団は 2019 年のラグビーワールドカップ開催を機に、釜石市の高校生が有志で立ち上げた防災活動グループでございます。

33 ページをお願いいたします。新しい東北の創造の三つ目の取り組みとしまして、関係者のさまざまな連携を目指し、「新しい東北」官民連携推進協議会という国、自治体、民間企業、大学、NPO が参加する協議会が設置されており、岩手、宮城、福島各県ごとに、その県の課題について議論を行う意見交換会を開催しております。

岩手県では、関係人口の増加をテーマに、岩手銀行、岩手県庁、岩手大学、いわて連携復興センター、復興庁で意見交換を行いまして、実践の場ということでプロジェクトを実施しています。具体的には、令和5年度は岩手県の内陸部の学生や若者にオリジナルの三陸沿岸ツアーを考えていただき、実際に三陸沿岸地域を訪問していただく取り組みを実施しました。また、令和4年度は、みちのく潮風トレイルから三陸沿岸の復興の姿を知るエクスカッションプログラムモニタリングツアーを実施し、今後に反映するべく取り組みを行っております。

34 ページをお願いいたします。東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承でございます。能登半島地震の発災を契機に、東日本大震災での教訓がクローズアップされているところではないかと思えますけれども、東日本大震災の発災から12年以上が経過する中で、その記憶と教訓を次の世代に伝えて、今後の防災、減災対策に生かすということはますます重要になっております。東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する、さらに、各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ情報発信する、などによって、震災の教訓への理解を深め、防災力を強化することが重要になっております。

これらの震災の記憶と教訓の後世への伝承に関する事例を幾つか御紹介します。まずは、陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園でございます。令和元年9月にこの復興祈念公園内に国営追悼・祈念施設、道の駅及び東日本大震災津波伝承館がオープンしまして、東日本大震災津波伝承館については令和5年11月に累計来場者90万人を達成しております。また、天皇皇后両陛下の御出席のもと、全国植樹祭が昨年6月に開催されまして、復興の姿を発信し、また支援への感謝を伝える機会となっております。

次は、釜石市のうのすまい・トモス、釜石鶴住居復興スタジアムでございます。釜石市で一番被害の大きかった鶴住居地区に、平成31年3月に震災慰霊施設の釜石祈りのパークと防災学習施設のいのちをつなぐ未来館、観光交流拠点施設の鶴の郷交流館がそれぞれオープンしております。また、釜石鶴住居復興スタジアムは、ラグビーワールドカップ2019の会場となりまして、復興支援の感謝と復興に取り組む姿を発信しております。

35 ページをお願いいたします。こちらは復興庁の取り組みとなります。一つ目がるるぶ特別編集東日本大震災伝承施設ガイドブックの発刊でございます。被災地の震災伝承施設を紹介し、震災の教訓から災害への学びと備えを知っていただくことを狙いとしまして、復興庁において伝承施設ガイドを作成して、関係機関に広く配布し、また、ホームページでも公表しております。

次が東日本大震災復興政策10年間の振り返りの作成でございます。復興庁では、発災から令和2年までの10年間について、復興にかかわる制度・組織、取り組みの変遷、また過去に例を見ない施策の趣旨や経緯、その評価・課題を一元的な記録として取りまとめ、公表しております。

36 ページをお願いいたします。引き続き復興庁、岩手復興局の取り組みで、震災伝承の

第一線で活躍されている語り部の方に改めて感謝の意を示し、一層の取り組みを促進する、また、次世代の伝承活動の担い手を確保するため、復興大臣名で感謝状を贈呈しております。

最後は、大槌町の取り組みでございます。津波で被災した役場の旧庁舎と観光船はまゆりが乗り上げた旧民宿あかぶの二つの象徴的な建物は今は解体されていますけれども、解体された跡地でスマートフォンをかざすと震災直後の姿がそのまま再現される大槌町震災伝承ARアプリを公開しております、デジタルを活用した伝承も取り組まれているということでございます。

38 ページをお願いいたします。最後の項目でございますけれども、令和6年度の復興庁予算について、昨年の12月22日に概算決定がなされましたので、そのポイントを説明いたします。令和6年度の復興庁予算に係る基本的な考え方としましては、一番上にありますけれども、地震・津波被災地においては、被災者支援などきめ細かい取り組みを着実に進める、また、三つ目にありますけれども、福島県をはじめ東北地方が創造的復興をなし遂げるための取り組みを進めるとなっております。

具体的に岩手県に関連する主な事業を中心に説明いたしますと、Ⅰの被災者支援では、被災者の心のケア、コミュニティの形成、心の復興、見守り・相談支援など、きめ細かな支援を実施するため、被災者支援総合交付金が93億円、被災した児童生徒等への就学等支援が20億円、緊急スクールカウンセラー等活用事業が15億円となっております。

Ⅱの住宅再建・復興まちづくりでは、災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業が216億円、22 ページで説明しましたハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業が1億円などとなっております。

Ⅲの産業・なりわいの再生につきましては、26 ページで説明しましたとおり、東日本大震災復興特別会計でもALPS処理水の処分に伴う対策として、被災地の水産業への支援を実施しております。水産業復興販売加速化支援事業41億円のほか、サケ等の種苗放流を支援する被災海域における種苗放流支援事業は増額して10億円、また担い手確保のための被災地次世代漁業人材確保支援事業についても、支援の対象となる県をこれまでの福島県から岩手県を含む近隣に拡大するなど21億円、また生産向上、省力、省コスト化に資する漁業用機器設備の導入を支援する漁業経営体質強化機器設備導入支援についても、対象となる県をこれまでの福島県に加え、岩手県を含む近隣県に拡大し4億円となっております。被災地の漁業の生産体制の強化のため、復興庁予算においてもさまざま拡充がされております。

最後のⅤの創造的復興では、23 ページ、24 ページで説明しました企業支援の仕組みである新ハンズオン支援事業や地域復興マッチング結の場を含む「新しい東北」普及展開等推進事業が3億円などとなっております。

以上、説明してきましたソフト面の取り組みやこのような事業を使いまして、引き続き復興庁、岩手復興局としては、被災地を後押しして被災地の復興を推進してまいりたいと考えているところでございます。

非常に長くなりましたけれども、説明は以上で終わらせていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○**岩崎友一委員長** 保科様、御講演大変ありがとうございました。

これより質疑、意見交換に移りたいと思います。ただいま御説明をいただきました点につきまして、質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

○**佐々木茂光委員** 土地区画整理事業、高台の造成をもとにまちづくりも進んできたわけですが、ここに来てまちづくりというよりも、土地そのものの活用が進まないがゆえに半ば放置されている状況にあり、周辺の環境に対していろいろな影響が出てきております。例えば歩道敷ぐらいいまで雑草が生えている放置の状態にあり、子供たちの通学に非常に支障があると見られるわけですが、この復興事業の中にその解決に向けた対策が組み込まれている事業が何かあるのでしょうか。私は陸前高田市ですが、周辺の被災地も同様の問題を抱えているのか、あわせてお話をいただければと思います。

○**保科太志参考人** 今御質問のありました雑草対策について、復興庁の支援メニューがあるかという話につきましては、残念ながらございません。この話は、確かに地元も非常に悩まれていることだと思います。例えば、アイデアとしては、地元自治会と連携して土地管理を行うなどのやり方もあるかとは思っております。

また一方、先ほどお話しいただきました土地区画整理事業で造成された土地や防災集団移転促進事業の移転元地の活用は、第2期復興・創生期間における重要な課題であると認識しております。この課題に対応するために、復興庁としては土地活用に関するワンストップ相談窓口や、先ほど申し上げました土地活用ハンズオン支援事業を行っておりますので、政府全体の施策を総合的に使う形で、被災自治体の土地活用の取り組みを引き続き支援してまいりたいと考えているところでございます。

○**佐々木茂光委員** 今のお話では、市町村それぞれの取り組みの中に委ねられるということですが、それぞれの自治体も、土地そのものが個人の土地であったりその間に換地があったり、なかなか思うように進められないのが現状なのです。その取りまとめや、一緒になって解決する方策の相談窓口として、常に自治体の方々の相談に乗っていただきたいと思いますのですが、その取り組みについては大丈夫ですか。

○**保科太志参考人** 先ほど申し上げましたように、復興庁、岩手復興局に土地活用のワンストップ相談窓口がございますので、御相談いただければ一緒に悩むことはできると思います。

○**吉田敬子委員** 大きく二つお伺いしたいのですけれども、まず、人口減についてです。岩手県でも12月にいわて復興レポート2023で10年間の取り組みや岩手県の人口増減率、震災以降にどう人口が変わっているかをまとめたのですけれども、岩手県全体だとマイナス11%程度の人口減の中で、沿岸部はマイナス21%と、沿岸部のほうが2倍以上減となっています。これは岩手県だけのことではないのですけれども、全国の人口減に比して岩手県はさらにその加速度がすごく、スピードが上がっていると県議会では議員みんなが共通の認

識を持っているのですが、復興庁としては沿岸部の人口減についてどのような検証、総括をされているのでしょうか。令和6年度の復興庁の予算の概要のポイントを示されておりませけれども、人口減についての復興庁としての取り組みやその方針についてお伺いできればと思います。

○保科太志参考人 人口減のお話ということで、先ほど引用されました岩手県のいわて復興レポート2023に記述されましたけれども、特に男女別で見ると、男性より女性の減少率が高いということと、その原因として10代後半から20代前半の女性の社会減が大きいという要因分析がされていると承知しております。人口減少の課題、特に社会減につきましては、産業・なりわいの再生が非常に重要ではないかと考えております。そういうこともありまして、これまでも被災地における企業誘致や雇用創出などの地域経済の活性化を図る取り組みを復興庁としても支援してきたところでございます。

また、先ほどお話がありましたように、人口減少の問題はまさに全国共通の課題、また中長期的に取り組むべき課題でございますので、地域の資源や特色を生かした地域づくりなど、地方創生をはじめとする政府全体の施策を活用しながら支援していく必要があるという認識で、復興庁としては現在取り組んでいるところでございます。

○吉田敬子委員 やはり県としてできることと、国全体として大きく実施していただきたいところがありますので、そこは今後も期待しつつ、お願いしたいと思います。

二つ目が、資料の7ページにある教訓・記憶の後世への継承で、私たち被災地の人間からすると、今回の石川県、能登半島の地震もすごく心を痛めている、歯がゆい思いをしている皆さんが、たくさんいらっしゃると思います。効果的な復興の手法・取り組みの整理、関係機関への普及・啓発とありますけれども、具体的にどういった復興の手法や取り組みの整理を普及・啓発をされてきているのか、もう少しお伺いできればと思います。

今初期の段階ですけれども、石川県の避難所の生活をニュース報道で見たりすると、高齢者の方もそうですが、男女共同参画の視点で配慮されていないところが本当にまだまだ散見されるとすごく感じています。場所も規模も本当に違うので、一概には言えないのですが、少しでも岩手県の13年前の教訓を生かしていただけたらという思いがあり、歯がゆいです。その中で防災会議の女性委員の割合は全国的になかなか上がっていかない状況で、もちろん岩手県もそうなのですが、復興庁として防災会議の女性委員の割合を上げる取り組みや、そのことへの所感について、お伺いできればと思います。

○保科太志参考人 まず、教訓の継承の取り組みについての御質問ですが、復興庁としましてはさまざま行っておりまして、例えば令和3年3月に東日本大震災復興の教訓・ノウハウ集を作成して公表しております。また、資料の35ページに記載しておりますけれども、東日本大震災復興政策10年間の振り返りの中でも、これまでの取り組みを振り返って教訓を取りまとめているところでございます。

さらに、先ほど申し上げました教訓のノウハウ集の英訳版もつくってございまして、ウクライナや昨年2月に大地震に遭いましたトルコ、シリア両国の駐日公館に提供するなど、東日本

大震災の復興・教訓を広く皆さんに知っていただく取り組みをしているところです。

また、先ほど能登半島地震のお話がありましたけれども、復興庁といたしましては今回の発災を受けまして、まさに東日本大震災からの復旧・復興に係るさまざまな知見や教訓は、今回の能登半島地震でも活用されるべきものだと考えております。復興庁の中に内閣府防災と併任されている方がいて、そういう方を通じて内閣府にもこの知見は活用していただけるのではないかと考えています。

最後に、防災委員の話でございますけれども、役所っぽくて申し訳ないのですが、防災の話は内閣府防災という組織がございます、そちらで行っております。男女共同参画の視点が大事だということは、まさに東日本大震災の発災のときも言われていて、おっしゃるとおりだと思いますが、具体的な防災委員の女性比率を上げる取り組みを復興庁としてどうしているのかということでは、今のところはそういうものはないというところは御理解いただければと思います。

○齊藤信委員 被災者支援についてお聞きしたいのですが、復興庁が被災地にきちんと設置されていることは大変心強いと感じました。20 ページの被災者支援で心のケア、子供のケア支援ということで、岩手県こころのケアセンターだけで50人体制で、被災地4地域にもサブセンターを設置しておりますが、相談件数がやはり減らないのです。岩手県もこれは中長期的な課題だと取り組みに位置づけているのですが、第2期復興・創生期間は令和7年度までで、それで途切れることはあってはなりません。福島県がありますから単純になくなることはないと思うのですが、特に子供の心のケアは精神科医の診断であり、そういう体制がしっかり取られていること、今後も継続することが本当に必要だと感じていますけれども、復興庁としてどう見ているのでしょうか。

もう一つは、私は議会でも一貫して取り上げているのですが、災害公営住宅のコミュニティーの形成なのですけれども、災害公営住宅には、県が設置したものにも市町村が設置したものにも、立派な集会所が支援員の事務室も含めて設置されています。これは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、災害公営住宅のコミュニティーを確立し、災害時には避難場所や備蓄の場所にもするためです。立派な集会所を設置したことは大変よかったと思いますが、実はほとんど活用されておらず、集会所が閉まっているのが現状なのです。明暗がはっきりしてしまっていて、生活支援相談員が配置されている県営団地が4カ所あるのですけれども、ここは月に16回から20回ぐらい使われているのです。ところが、生活支援相談員が配置されていないところは、月1回や2回、ゼロ回もあります。あまりにも違いがはっきりしており、災害公営住宅にコミュニティーを形成する上で生活支援相談員、コミュニティー形成のための支援の体制は今こそ必要です。もう13年たっていますから、自治会の人たちも世代が代わっています。なり手がいないことも共通した悩みです。専門家が災害公営住宅に入っているのですけれども、自治会任せではなく、やはり行政の支援が必要だということが大変大事な指摘なのです。

例えばわかりやすく言いますと、地域にある町内会は、しっかり市町村の補助ももらって、

全ての住民を把握して、民生委員も配置をされて運営されているのですけれども、規模の大きい災害公営住宅もほぼ同じような機能があるべきです。そういう意味でいけば、令和7年度までの被災者支援総合交付金はありますが、もう令和7年度で打ち切られるのではないかと、そのためにしっかりした配置ができない、自主規制してしまうという状況です。私はそこに大変問題を感じていますが、災害公営住宅でのコミュニティー形成、集会所の活用、この点についてどのように受けとめられているかお聞きしたい。

○保科太志参考人 一つ目の心のケアの話で、第2期復興・創生期間以降どうなるのかということは、二つ目の話と共通する話かと思って受けとめました。

第2期復興・創生期間後の復興のあり方は、これから検討される話ではありますが、先ほど説明しました第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針においては、7ページに概要がありますが、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応するという、被災者支援と心のケアについてはそういう記述になっております。

○斉藤信委員 災害公営住宅に生活支援相談員が配置されないのは、私は県や市町村が自主規制をしていると思っているのですけれども、やはり令和7年度までしか被災者支援総合交付金の見通しがないからなのです。だから、ソフトランディングでどんどん減らしてなくしてしまう。しかし、実態はそうではなくて、残念ながら施設はつくったのだけれども、それが生かされずにコミュニティーが形成されない。阪神・淡路大震災の教訓を本当に生かし切れるか、生かし切れないか。建物をつくって魂入れずでは、本当に残念なことになってしまうと感じています。県営の4団地については、配置されていることによって積極的に活用され、自治会も助かっている状況になっています。

災害公営住宅の自治会の状況をお話ししますと、入居者全体の名簿を持っているところは少ないのです。行政から提供がないのです。個人情報保護の関係もあるのですけれども、普通の町内会はそういうことはありません。防災訓練の紹介もありましたけれども、火事の際に誰が誰を助けるのか、それがわからない自治会があるのです。訓練をしながら把握し、独自に入居者を全部回って名簿をつくっている自治会もありますけれども、そういう意味でいくと災害公営住宅任せ、自治会任せです。国や県、市町村の行政の支援は、13年たってもやはり引き続き重要だし、今不足しているところを思い切って拡充することが必要なのではないでしょうか。

いわて被災者支援センターも、先ほど紹介があったように2,660人余の相談がありますが、わずか4名の体制で行っているのです。弁護士相談は月4回も行っているのです。本当にそれだけの需要、要求がある。ここも継続するという点で、ぜひこれまでの取り組みをしっかり把握されて、必要なところに必要な支援が継続されるように、それは今の能登半島地震の被災者支援の取り組みに必ず生かせるし、生かさなくてはならないと思います。もう一度そのあたりの見通しを教えてください。

○保科太志参考人 ここはなかなか言いづらい部分で、基本的に繰り返しになりますけれ

ども、まさに第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づきまして、個別の事情を丁寧に把握して、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討して適切に対応するというところでございますので、よろしく申し上げます。

○佐々木朋和委員 私は、県南地域の一関市から来ております。原子力災害からの復興、再生のところで、県南地域の2市が重点調査区域になりました。現在、混焼できる部分の放射性廃棄物については混焼して、灰についても薄めて最終処分となっている状況でありますけれども、課題は土です。例えば原木シイタケのほだ場の落葉層であるとか、あるいは学校施設の校庭の表土を剥いで、まだ中間貯蔵ということで校庭の下に眠っています。また、一番生活に大きな影響があるのが道路側溝汚泥であります。当時 8,000 ベクレルを超えるという状況で指定は受けなかったのですが、それが中間貯蔵されており、今も一関市の住民の皆さんは自由に自分たちで道路側溝汚泥を上げることができず、最近の大雨やゲリラ豪雨については不安の声も上がっております。

関係自治体からも国には最終処分のあり方を早期に示してくれと言いながら10年以上たっている状況ですけれども、最終処分のあり方や解決に向けての見通しがどのようになっているのか教えていただきたいと思っております。

○保科太志参考人 除染の除去土壌が学校施設などに一時保管されているというお話は、先月の臨時国会の際の復興特別委員会でも取り上げられております。土屋品子復興大臣からは福島県外において除染で生じた除去土壌が長期間にわたり学校等の公共施設等に一時保管されている状況にあって、この解消に向けた取り組みを加速化することは大変重要であると認識しているという発言がございまして、復興庁としてもこれらが課題であるということはいささか認識しております。

特に、除去土壌の処分を進めるためには、処分基準が必須だということはお伺いしています。処分基準の策定に向けて実証事業などを実施するに当たって、地元の方々との丁寧なコミュニケーションが必要で、一定の時間を要しているとは聞いておりますけれども、やはり処分基準を策定して取り組みを加速化することが非常に重要だと認識しておりますので、環境省においてはできる限り速やかに策定していただきたいと思っておりますのでございます。

○佐々木朋和委員 環境省マターのところもあると思うのですが、やはり福島県の解決なくしてはということもあると思うのです。一方で、岩手県内でも困っている地域がありますので、岩手復興局として、ぜひとも国にも情報を上げながら、加速化していただきたいと思っております。

もう一点、放射線関係ではなりわいの再生の部分で、原木シイタケも大きな影響を受けておりました。今も原木の補助や東京電力ホールディングス株式会社からの賠償などで生産は続けているのですが、なりわいの再生というカテゴリーに入れたときに、販路の拡大、または新製品の開発や企業連携などについては、放射線の関係の被害を受けている原木

シイタケについては弱い気もしておりました。ぜひともこの点についても、復興の総仕上げに向けては力を入れていただきたいと思っておりますけれども、所見を伺いたいと思っております。

○**保科太志参考人** まず、原子力災害の話でございますけれども、これもなかなか明確にはまる支援の仕組みが今のところない現状ではあります。ただ総論としては先ほどの第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の中では、原子力災害に起因する事業という項目があって、その中ではモニタリングなどの風評被害対策の支援は継続するという記述がございまして、岩手県ではありますけれども、課題としては残っているということは認識しているところでございます。

○**佐々木朋和委員** はまるような施策にぜひとも声を上げて変えていただくように、我々県議会からも行っていきますので、一緒によろしくお願いしたいと思います。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかにないようでございますので、岩手県における復興の現状については、これをもって終了といたします。

保科様におかれましては、本日は貴重なお話をいただきましてありがとうございます。まだまだ復興の課題もございまして、私たちと同じ目線で、ぜひこれからも御支援、御協力を賜りたいと思っておりますし、きょうもいろいろな意見や要望がございましたので、本庁との協議を含めて、前に進むようにぜひよろしくお願ひ申し上げます。本日は、お忙しいところまことにありがとうございました。(拍手)

次に、日程2、現地調査実施報告書（11月実施分）についてであります。令和5年11月15日、11月17日に実施いたしました現地調査の実施報告書案につきましては、あらかじめ各委員にタブレットで配信しておりますが、その概要について事務局から説明をさせていただきます。

○**昆野議事調査課総括課長** それでは、現地調査実施報告書（案）の概要について御説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらん願います。昨年11月15日と17日に行いました現地調査は、東日本大震災津波の被災地における復興の状況、取り組みや被災者支援の取り組みの状況等を調査しまして、今後の復興に係る審査に資するため実施したものでございます。

調査は4班体制としまして、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、陸前高田市、大船渡市、久慈市、野田村において実施いたしました。

次のページ、別添1につきましては、調査の行程及び出席委員をまとめたものでございます。

次に、別添2、こちらはタブレットでは11ページになりますけれども、調査先から県への要望事項に対する対応状況をまとめたものでございます。

次に、別添3、タブレットでは17ページでございます。各調査先における調査概要であ

りまして、質疑や意見交換等の要旨を会議録形式でまとめたものでございます。

続きまして、別添4、タブレットでは43ページでございます。こちらは、調査先からいただきました説明資料を添付しております。

最後でございます。別添5、タブレットでは最後の123ページでございますけれども、ここでは調査の実施状況の写真を添付しております。説明は以上でございます。

○岩崎友一委員長 ただいま事務局から説明させましたが、委員の皆様から今回の現地調査の実施報告書案に関しまして、御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、なしということでございますので、今回の現地調査の実施報告書については、調査先に送付することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程3、その他、令和6年能登半島地震における岩手県の支援状況について、執行部から報告願います。

○浅沼復興防災部副部長 お時間をおかりいたしまして、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震につきまして、被害の概況と本県の対応状況について御説明申し上げます。

犠牲になられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、お手元の令和6年能登半島地震に係る岩手県の支援状況、昨日16時時点の資料をごらんいただきたいと思っております。資料1ページをごらん願います。まず、1の令和6年能登半島地震の概況でございます。この地震は、令和6年1月1日16時10分に発生、震源地は石川県能登地方、震源の深さは約16キロメートル、マグニチュード7.6となっております。石川県志賀町におきまして、最大震度7を記録しております。16時22分に大津波警報が発令され、翌2日午前1時15分に全てが津波注意報に切り替わっております。

2の被害状況でございますが、昨日15時時点で、人的被害につきましては、石川県において死者が213人となっております、負傷者は重傷者、軽傷者合わせまして524人となっております。住家被害につきましては、3,877棟となっておりますが、被害の状況が明らかになるにつれまして日々増加しております、本日朝には5,000棟を超えたと聞いております。

2ページをお開き願いたいと思っております。避難所・避難者の状況についてでございます。石川県におきまして、昨日の14時現在で避難所が408カ所、避難者は2万4,038名となっております。

次に、3の本県の対応についてでございます。初動対応といたしましては、地震発生時から、24時間危機管理警戒体制によりまして被害状況の情報収集を行いました。1月5日には、職員派遣等の支援要請に係る調整を行うため、令和6年能登半島地震に係る岩手県応援

本部を設置しております。

人的支援についてでございますが、医療・福祉関係では保健師等の派遣について、1月4日に厚生労働省から依頼があり、6日には第1班5名が石川県に出発しました。昨日には第2班4名が出発し、第1班と入れ替わる予定でございます。

災害派遣医療チーム——DMATは、7日に6隊28名が順次出発いたしまして、DMATロジスティックチーム——これはDMATを調整、コントロールするチームでございますが、8日に岩手医科大学の4名が石川県に出発し、活動しております。また、県立胆沢病院からは1名の派遣を決定しております。

3ページをお開き願います。DPAT——災害派遣精神医療チームの略称でございますけれども、DPATにつきましては14日から1隊4名の派遣を決定しております。災害派遣福祉チーム——DWATにつきましては、石川県から全都道府県に対して派遣依頼が発出されております。今後厚生労働省から正式な派遣要請を受けた場合には、派遣することとしております。また、日本赤十字社岩手県支部では、10日から石川県七尾市に救護班を派遣しており、現在、2月3日まで3回の派遣を予定しているところでございます。

自治体支援の状況でございますが、国土交通省からの要請を受け、仮設住宅の建設に向け、県の建築職員3名の派遣が決定し、本日出発式をとり行うこととしております。その他の事務職員、廃棄物処理担当職員等についても派遣要請があり次第、速やかに出発できるよう準備をしているところでございます。

警察の状況につきましては、県警察本部の広域緊急援助隊警備部隊が石川県珠洲市で救助捜索活動に従事しております。

次に、3ページの下段のほうから4ページにかけて、物的支援の状況についてでございますが、既に市町村や民間企業におきましても炊き出し、テント型シャワー等の提供など、被災地ニーズに応じた支援を行っております。県といたしましては、県が備蓄している水や非常食、毛布等の物品につきましては、要請があり次第、速やかに送付できるよう準備しているところでございます。

このほか、避難者の受け入れのため、県営住宅、市町村営住宅合わせて262戸が提供可能となっております。

最後に、5ページをお開き願います。全国から被災県への広域支援、職員派遣の状況についてでございますけれども、石川県内14市町、富山県内3市及び新潟市に対しまして、44都道府県市から職員の派遣が決定されております。これらの支援におきましては、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を実施しているところでございます。

この広域支援につきましては、東日本大震災津波やその後の大規模災害での対応を踏まえまして、災害規模や被災の状況に応じて、国や都道府県が連携して支援調整を行う仕組みとなっております。被災都道府県内で対応困難な場合、まず地域ブロック知事会内の都道府県で支援を行い、さらに不足する場合は他ブロックの都道府県が支援を行います。支援に当たっては、国、全国知事会で調整した上で支援を行う都道府県を決定するという仕組みにな

っております。

今回の支援におきましても、被災自治体からの要請を受け、国で取りまとめを行い、全国知事会を通じ、各ブロック知事会に要請が行われているものでございまして、北海道東北地方知事会におきましては、今年度幹事である北海道が派遣する道県を調整、決定しております。次に、北海道東北地方知事会に要請があった場合には、本県が派遣するということまでは決定しております。

また、派遣によります支援は、非常に長期になる可能性がございますことから、県の職員のみならず、市町村にも職員の派遣をお願いするということを準備して進めておりまして、県を挙げて被災地の支援を行っていくことといたしております。説明は以上でございます。

○岩崎友一委員長 ただいま報告のありました令和6年能登半島地震における岩手県の支援状況について、皆さんから確認、質疑、意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、令和6年能登半島地震における岩手県の支援状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、そのほか皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。